

平成22年度（経済危機対応・地域活性化予備費事業）
戦略的基盤技術高度化支援事業（一般枠） 事業概要

1. 制度の目的

この事業は、鋳造、鍛造、切削加工、めっき等の20分野技術の向上につながる研究開発からその試作までの取組を支援することが目的です。

特に、昨今の円高の影響による経済情勢を踏まえ、複数の中小企業者、最終製品製造業者や研究機関（大学、公設試験等）が協力した研究開発であって、この事業の成果を利用した製品の事業化についての売上見込みやスケジュールが明らかとなっている提案を支援いたします。

2. 応募対象事業

この事業の応募対象は、中小ものづくり高度化法（以下「法」という。）第3条に基づき経済産業大臣が定める「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿って策定され、新たに法第4条の認定を受ける特定研究開発等計画及び当初の認定後原則1年以内の期間を経た認定計画（以下「法認定計画」という。）の全部又は当該計画の一部を基本とした研究開発等の事業になります。

3. 応募対象者

法の認定を受けたものづくり中小企業者を含む、事業管理機関、研究実施機関、総括研究代表者、副総括研究代表者、アドバイザーによって構成される共同体を基本とします。

共同体の構成員は、日本国内に本社を置いて、かつ、日本国内で研究開発を行っていることが必要です。

共同体の構成員には、法認定申請を行い、認定を受けた「申請者」と「共同申請者」（以下「法認定事業者」）及び協力者を全て含む必要があります。

この事業への応募者は、事業管理機関です。事業管理機関は、研究開発計画の運用管理、共同体構成員相互の調整を行うとともに、財産管理（知的所有権を含む）等の事業管理及び研究開発成果の普及等を主体的に行う者です。

4. 研究開発期間と研究開発費の規模

研究開発期間	契約締結日～平成23年3月31日とする。 ただし、正当な理由により期間内に本事業を終了できない場合、本予算の繰越手続きにより1年を限度として認められた範囲で事業実施期間（例えば平成23年9月30日まで）の延長を行うことができる。
研究開発規模 （上限額）	上記研究開発期間に行う研究開発に要する費用の合計額（税込）が、1億円以下。
想定件数	研究加速枠と合わせて140件程度採択する予定。

5. 公募期間

平成22年10月6日（水）～平成22年11月5日（金）

戦略的基盤技術高度化支援事業の仕組み

